

令和3年度第1回森林環境保全基金運営委員会 会議要旨

- ◎開催日時 令和3年7月29日(木) 13:30~16:00
- ◎開催場所 高知共済会館「桜」
- ◎出席者 委員：飯國芳明委員長、松本美香副委員長、井上有加委員、近藤純次委員、岡村好文委員、下元俊和委員、堂本真実子委員、福田健志委員、山本紫乃委員（欠席：立石憲生委員）
- 事業担当課（説明者）：木材増産推進課 谷脇課長
鳥獣対策課 大石課長補佐
- 事務局：林業環境政策課 三浦課長、高橋課長補佐、西岡主幹

1 林業環境政策課長 挨拶

2 報告事項

令和2年度森林環境税活用事業の実績報告【資料1】及び令和3年度森林環境税活用事業の概要【資料2】について

【木材増産推進課（事業：R2-1, 2, 3・R3-1, 2, 3）報告事項説明】

(委員長)

ご意見等がありますか。

(副委員長)

今年度の進捗は、多いのでしょうか。少ないのでしょうか。

(木材増産推進課)

この時期では少ない方です。間伐は秋以降にメインで出てくるようになると思います。また、林業事業体が、昨年度コロナによるダメージを受けている状況なので、少しでも支払回数を多くするために、今年度は前期後期で支払を分けたので、現時点で出ているものは少ないと考えています。

(副委員長)

現在出てきているものが少ないのはわかりませんが、例年と比べて少ないのでしょうか。

(木材増産推進課)

現在は後期の分を受け付けていますが、去年までは全体で進めていましたので、後

期の分が出てこないと去年と比較してどうかということのはっきりしません。ただ、ペースとしてはもう少し上がってもらいたかったと考えています。

(副委員長)

ペースが上がらなかった理由として目途がついているものは何かありますか。

(木材増産推進課)

今回急遽、昨年度末に支払回数に分けるということで、例年より早く受け付けるようにしたために、申請には書類の準備などが必要になりますが、それが間に合わなかったという方もいると思いますので、もう少し上がってくるとは思っています。

どうしても第2四半期は、間伐のペースが落ちるため、その分、第1四半期の後期で出てくることを期待しています。

(副委員長)

支払回数を分けたことで、県での事務作業が負担になっているのではないかと懸念されますが、いかがでしょうか。

(木材増産推進課)

県の担当者には事務負担は発生していますが、県の姿勢としては、事業者が要望すれば少しでも早期に補助金の支払をするということで臨んでいるので、担当者には負担になりますが、やっていきたいと考えています。

(委員)

資料1の6ページ、環境林整備事業の昨年度実績が目標値に対し26%ということですが、国で追加された事業が多く利用されたということだと思いますが、国の事業が利用されやすかったことに理由があるのでしょうか。

(木材増産推進課)

県の森林環境税を活用する分は、10年間皆伐をしないでくださいという協定を市町村と交わすことになっています。今回の国のメニューにはそのような条件がないため、そういう面で利用しやすかったのかもしれませんが。国の事業では250ha程度の実績が上がっていますので、トータルでは目標に対し94%となりますが、国の事業に傾いたのはそのような理由によるものだと考えています。

(委員長)

国の補助金がある場合は、それを優先的に使ってもらおうと森林環境税が生きるという部分もあるかもしれませんね。

(委員)

様々な支援制度の説明の資料は、前より見やすくなったとは思いますが。

ただ、林業経験がある方や事業体だとよく分かる資料かなと思いますが、一般の森林所有者の方はこれを見ても、例えばヘクタールがどのぐらいかもわからないし、お金が出るとしてもどうなるのかわからないと思うので、もう少しきめ細かな相談窓口の記載や、月1回などで相談会を行うような支援があればいいのかなと思います。

例えば手入れをしたい人はどうすればいいであるとか、売却したいときにどうすればいいか、あるいは山を持ったまま別の活用方法があるのかなど、色々なメニューがあると思うので、個人の資産でもありますので、色々なところと連携しながらきめ細かい取組があればいいと思います。

(木材増産推進課)

資料の下の方に林業事務所の電話番号を記載しています。細かい部分は分かりづらい部分がありますので、具体的なお相談は、記載されている連絡先にご連絡をいただければ対応をしていきたいと考えています。

(委員)

もう少し、例えば森林活用相談会などのような機会があれば相談にも行きやすいと思います。普段暮らしていると考えるきっかけもないので、もう少し一般の方との接点があればいいなと思います。

森林組合などでも集約化などで個別に当たられていると思いますが、そこから取りこぼしている人も結構いるのではないかと思いますので。

(委員長)

このチラシはよくできていると思いますが、今の話は、例えば相続された方などからの目線で見ると、冒頭に出てくる「保育」間伐や「造林」事業とは何だろうとなって、そこで止まってしまうのではないかと思います。そういう人たちとどのように関係性を取り持って、一緒に話ができるかが今問われていて、以前お話を伺ったのですが、相続問題などについて、銀行の窓口で相談を受けることがあり、その際にどういう対応が取れるかという仕組みの問題にもなるんだろうと思います。

経営者などに留まらないところが出てきているので、そこをきちんとしていくべきではないですかというご提案ではないかと思いますし、私も常々同じように思っていましたので、税のあり方も含めてご検討をいただけないかなと思っています。

(木材増産推進課)

担当は異なりますが、先ほどお話に出ました「森林経営管理制度」での意向調査も

出てきていますので、その内容も確認しながら、森林所有者の思いや考えなどを整理して検討していきたいと考えています。

(委員長)

よろしくをお願いします。

(委員)

銀行の窓口でもお客さんからどうしたらいいかという相談を受けることがあります。銀行員としてはこのような資料を目にする機会がなかなかないので、お客さんにどうしたらいいのかということをお話しできないこともありました。銀行にこのような情報や知識があり、お問い合わせ先などの情報を知っていたらと思うので、ご相談をさせていただければと思います。

(木材増産推進課)

窓口に置かせてもらえるなどの動きがありましたら対応したいので、ご相談させていただきたいと思います。

(委員)

今の質問に関連して、お問い合わせ先がたくさん並んでいるが、たらい回しにされないようにしていただきたいですが、このチラシを見ても、自分の課題に対してどこに連絡をすればいいのかがよくわかりません。上から順番に電話をしていけばいいのでしょうか。

(木材増産推進課)

山がある場所を管轄している林業事務所が最も細かな対応ができると思います。ただ、問い合わせ先として記載のある各林業事務所の管轄の市町村が記載されていないので、少し考えたいと思います。

(委員)

そうであれば、「まずはお近くの林業事務所へ」と一言あるだけでも迷わないのではないかと思います。

(副委員長)

林業事務所に膨大な所有者が電話をしてしまったら業務が終わると思いますので、別の対応ルートを作る必要があると思います。

都会の人や若い世代の人はスマートフォンを利用することが多いので、相談サイトを1つ作る方が業務負担の面などからもうまくいくような気がします。その辺りに大

きくお金をかける方が、根本解決になるように思います。

それがあれば四国銀行さんを含めて、色々な事業者がそこに一度投げかければ、適切な対応を教えてもらえる形が取れるのではないかと思いますのでご検討ください。

(木材増産推進課)

この資料は今日出したばかりですが、当課のHPにも掲載しますし、当課のHPのアドレスで返信を受けることもできますので、少し仕組みを考えていきたいと思えます。

(委員長)

この資料は作成いただきありがとうございます。皆さん感謝していらっしゃると思えます。

以前からお願いしていますが、県の森林環境税を活用する3つの事業がありますが、延長の議論に関して、それぞれの事業が何故違うのか、どこを目指すのか、どういう関係にあるのかなどということがすっきりとわかるようにしておかないと、延長について議論する座談会でも何を議論していいのかわからないという事態が起きるのではないかと思います。

それがわかっていないと、国の森林環境譲与税との関係の整理や線引きもできない可能性があるのではないかと思います、整理をしたいと考えていますが難しいですね。

県の森林環境税ができたときにはもっとシンプルで、その後に時系列的に枝分かれしていったように思えます。そういう時系列的にまとめるという手もあるのかもしれませんが、それも含めてご検討いただければありがたいなと思っています。

(木材増産推進課)

国の森林環境譲与税のことや、森林経営管理制度のことなど、色々な要素が出てきていますので、おっしゃいましたとおり今後の事業の在り方を検討してまいります。

(委員)

山を手入れしている立場から言うと、この資料はよく使わせていただいているので、すごく見やすいと思えます。ただ、委員の皆さんが言われたとおり「山って何だろう」ということから始まるとすると、取っつきにくい部分がありますので、興味のある内容によって、中身を大きく分けてスタートすれば興味を持ちやすいのではないかと思います。

(委員長)

仕分けをもう少しした方がいいだろうというご意見かと思えます。

(木材増産推進課)

少し考えさせていただきたいと思います。

【鳥獣対策課（事業：R2-5-1, 5-2, 16・R3-5-1, 5-2, 5-3）報告事項説明】

(委員長)

ご意見等がありますか。

(委員)

農林水産被害額の資料によると、全体的に被害額は減っていていると思いますが、この事業は長い目で見ると成果が上がっているという評価なんですか。

(鳥獣対策課)

捕獲頭数が増えてきており、それに連動して農業や林業の被害額も年々減ってきています。まだ今年度の被害は1億1,300万円ほどありますので、手を緩めず続けていけないといけないと考えていますが、効果は出ていると考えています。

(委員)

定点観測を科学的根拠に基づいてやっていくことは大事だと思いますが、このような取組は他の県でもやられているのでしょうか。

(鳥獣対策課)

高知県では糞粒や糞塊の定点調査を継続してやっていますが、それをやっているのは四国では高知県だけで、他のところではモニタリングをしながらやっているところはあまりないと聞いています。国ではモニタリング調査をやった上で計画を立てるよという指導をしているので、それが全国的に広がっていくものとは思いますが、高知県は進んでいる方だと思っています。

(委員)

そのようにやっていることを、もう少しアピールしてもいいのかなとも思います。

(鳥獣対策課)

ありがとうございます。

(委員)

森林環境保全対策シカ捕獲事業について、捕獲範囲が5市町であれば対象になるのか、その市町で登録した狩猟者が県内どこでも捕獲した場合が対象になるのか、どち

らでしょうか。

(鳥獣対策課)

5市町の中で捕獲したものが対象となります。

例えば、高知市の方が大豊町で捕獲した場合には対象となります。

(委員)

区域内で捕獲した場合が対象ということですね。それでは例えば、高知市から四万十市へ行って捕獲した場合、申請は四万十市へ行うということですか。

(鳥獣対策課)

そうです。手続は通常のシカ個体数調査事業と同じになります。

(委員)

四万十市の場合は、黒潮町の範囲が支部になっていて、黒潮町のものが四万十市に来ることがあるのでどうかと思って確認しました。

(鳥獣対策課)

5市町に関しては森林環境税を活用した事業を行うので、地元の方以外の方も5市町に行って捕獲してもらうようお願いしたいと考えています。

(委員)

捕獲した場所の証明はどのように行うのでしょうか。

(鳥獣対策課)

通常のシカ個体数調査事業と全く同じ書類を提出していただくこととなりますので、捕獲した場所の大字、メッシュ番号、捕獲年月日、埋設などについて記載をいただいて、捕獲した場所の市町に提出していただくということになります。手続上の差は設けていません。

(委員長)

市町村境を越えて捕獲するというのですが、トラブルにはなりませんか。

(委員)

過去にはわなの棲み分けなど問題はありませんでしたが、それどころではないという農家の意見の方が猟師の意見より強くなったので、昔ほどトラブルはないと思います。

先ほどの話で写真は今までどおり添付ということでしたが、捕獲したことは間違い

ないと思うが、確認する側とすれば、出してきたものが正しいかどうかを確認できないのではないかと心配しています。

(鳥獣対策課)

捕獲した個体に、胴体に日付を書いて顔を右向けにして写真を撮るということまでは強制していませんので、尻尾を添付して市町村に請求する、尻尾が何らかの理由でない場合には、写真と両耳など市町村の規定に従って提出していただければ結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

提出する方はそれでいいと思いますが、確認する市町村が、例えば黒潮町に提出があったとして、四万十市で捕獲したものと言われたときに、確認する方法が難しいのではないかとこのところでは。

(委員)

安芸の方でもシカ被害が酷くて困っている状態ですが、報奨金の上乗せについては考えていないのでしょうか。

(鳥獣対策課)

この事業の中では考えていませんが、市町村で上乗せをしている場合もあります。

(委員)

説明の中で、被害額がどんどん減っているというお話があったので、嬉しい話だなと思う一方で、調査委託の方ではシカが増えているであろうという予測がされています。シカは増えているのに、被害額が減っているということに何か理由があるのでしょうか。

また、仮にシカの数が増えているようになったとして、今より多く捕獲しなければならなかったときに、お金さえあれば捕獲数を増やすことはできるのでしょうか。

(鳥獣対策課)

高知県西部でこれまでの捕獲の効果は出ており、平成 26 年度から令和 2 年度の調査では、やや減少している場所が多くなっています。

また、令和元年度にベイズ推定を行った際の予測では、現在シカを 20,000 頭前後捕獲していますが、高知県内のシカの自然増加数は 16,000～17,000 頭ですので、それに比べますと捕獲数が 3,000 頭程度上回ってしまっていて、国が掲げている平成 23 年度に比べて令和 5 年度に半減するという目標は、現時点では達成できそうだというこ

とになっています。ただ、県東部や嶺北地域ではやや増加傾向ですので、その辺の強化をしていく必要があると考えています。また、高知市の周辺、仁淀川地域などでは分布が拡大していますので、拡大させないような施策も必要であると考えています。生息数が全体的に少なくなれば捕獲することが難しくなるので、適正数の9,230頭にすることは難しいのかもしれませんが、半減目標は達成した上で、それ以上増えないよう捕獲事業を継続する必要があるものと考えています。

(委員長)

県の森林環境税の延長の関係の議論で気になる点としては、シカの捕獲や調査に県の森林環境税を充てていますが、全体の施策の中で、その部分に森林環境税を充てている理由はありますか。

(鳥獣対策課)

特にシカ被害は、把握できていないものも含めて森林に対しての被害が多くなっています。新しく植えたところにどのような被害があるのかについては把握できても、それ以外のところは把握できない状況になっていますので、実際には見えない被害がもっと起きていると考えています。ですので、特にシカの被害に対する部分は、山を守る意味でも森林環境税を活用して実施すべき事業だと考えています。

(委員長)

全体の予算の中でシカの部分がウエイトがかかっているということがわかる資料があれば、わかりやすいと思いますので、共有いただければありがたいと思います。

(鳥獣対策課)

国費も活用しながら、また県費を活用する部分で、ふさわしいものについて森林環境税を活用させていただいていますので、整理したものをお渡ししたいと思います。

(委員長)

資料を出していただいて、この施策はこういう意味で森林環境税にふさわしいということが確認できれば、次の議論につながると思うのでよろしくお願いします。

3 国の森林環境譲与税について【資料3】

【事務局説明】

資料3の1ページ目の資料は、国の森林環境譲与税について、県内の市町村の使途の状況を取りまとめたものです。大きな項目としては「森林整備」、「人材育成」、「利

用・啓発」、「将来に向けた基金積立」の4つで、それぞれの項目ごとに事業区分が示されています。

また、左から令和3年度の予算額、令和2年度の決算見込額、令和元年度の決算額と各年度に取組を行った市町村数を示しており、右の2列は、それぞれ令和3年度と令和2年度、令和2年度と令和元年度との比較を示しています。使途の状況については後ほど説明します。

2ページは県内の各市町村と県に譲与された森林環境譲与税の額で、令和元年度と令和2年度の額を記載しています。

県内市町村への譲与税額の合計は、令和元年度が5億6,939万5千円、令和2年度が12億999万6千円です。令和3年度の譲与額は令和2年度とおおむね同額の予定です。

市町村ごとの譲与額で最も多いのは四万十町で、その次が大豊町、3番目が香美市となっています。逆に少ないのは順に田野町、奈半利町、芸西村となっています。

県に譲与される金額は、令和元年度が1億4,234万9千円、令和2年度は2億1,352万4千円で、県に譲与される森林環境譲与税は市町村の森林整備の支援に活用しています。

3ページは、国の森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計のイメージを示した資料です。

4ページは、森林環境譲与税の譲与額と譲与割合、譲与基準を示した資料です。

5ページは令和元年度の第1回森林環境保全基金運営委員会で説明した資料で、国の森林環境譲与税と県の森林環境税の役割分担を整理したものです。

森林整備に関して、森林環境譲与税の使途としては、市町村が森林経営管理制度に基づく事業、県はそれに係る市町村支援、県の森林環境税は森林経営管理制度とは対象を異にする森林の整備に充てることとしています。

森林経営管理制度という言葉が出てきますが、左下の枠囲みに記載していますとおり、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ新たなシステムで、森林環境譲与税の導入とともに令和元年度からスタートしたものです。

また、森林整備の促進のうち人材育成については、市町村は森林経営管理制度を前提とした人材育成等に、県はそれに係る市町村支援に国の森林環境譲与税を活用します。

その下の、その他の事業、普及啓発や木材利用促進等は、現在、県の森林環境税を活用して事業を行っていますが、国の森林環境譲与税の使途としても、制度上、充当が可能です。しかしながら、森林環境譲与税だけでは十分な財源を確保できないため、県の森林環境税も引き続き活用しています。なお、同じ事業に、市町村に譲与される森林環境譲与税と県の森林環境税が重複して充当されないように、補助金交付要

綱に明記して運用しています。

1 ページに戻っていただいて、使途の状況を説明します。

大きな項目の「森林整備」への使途は、令和元年度では全体に占める割合が 29.5%であったものが、令和 2 年度には 33.9%、そして令和 3 年度には 73%と大幅に増加しています。

これは、令和元年度からスタートした森林経営管理制度による市町村の取り組みが、最初手探り状態であったものが徐々に実際の着手へと移行して、森林所有者の意向調査が動き始めたことや、それと同時に、間伐や作業道開設など森林整備への活用が増えてきているためと思われます。

「人材育成」は、全体に占める割合が約 9%、「利用・啓発」は約 7%となっています。

将来の森林整備等に向けた基金積立については、令和元年度決算・令和 2 年度決算見込みでは、50%台でしたが、令和 3 年度予算では約 10%と大幅に減少しており、森林整備を中心に森林環境譲与税の活用が進んできています。

(委員長)

込み入った制度であると思いますので、ご意見・ご質問があればお願いします。

(事務局)

補足して説明します。

先ほどの説明で「森林経営管理制度」とありましたが、平成 30 年度に成立した森林経営管理法により、山を管理する責任は所有者であるということが明記されました。一方で、山に価値がなくなっている、木が高く売れなくなっているという点で所有者がわかっているにもかかわらず放置されている山が増えてきている、また、相続が進み、所有者が誰かわからないという状況になっているので、山を管理する責任は所有者にあるが、市町村の責任で山林を管理しなさいという考え方が生まれました。市町村の責務として、管理できていない山林について、所有者に意向確認をしてくださいということで、その作業が始まっています。

市町村は、経営がされていない山林について、まず誰が所有者かを確定させ、その確定した所有者に対し、意向を確認する連絡を取り、山を管理する意思があるのかなのかの意向を確認し、管理ができないという回答があれば、市町村で管理をしましょうという流れになっています。

放棄された森林であっても、経済林として価値がある可能性があるため、森林組合などの林業事業体に、市町村から管理をしませんかということで照会をかけ、林業事業体で経営が成り立つ山であると判断すれば、林業事業体が管理をすることができるという制度になっています。

現在は制度が始まったばかりで、所有者を確定させる作業が始まったばかりですの

で、実際にどのぐらいの期間がかかるのかということは市町村でもわからない状況で、市町村ごとでも進捗状況に差が出ています。市町村に責任を負わせるだけでは進まないで、その財源として森林環境譲与税という制度をつくり、市町村はこれを財源として森林整備を進めることになりました。

そのような考え方のもと、市町村だけでは広域的な調整ができないかもしれないという状況の中、都道府県に対しても一定の譲与をしましょうということで、都道府県にも森林環境譲与税が譲与されることになっています。

市町村に譲与される森林環境譲与税は、基本的には各市町村の独自の判断によって、適正な森林管理のための事業をしてくださいということになっていますが、林業の専門職員が配置されていない市町村がほとんどで、マンパワーの不足などもあるので、県と考えながらやっていくということで進めています。

(委員長)

この部分、資料3の5ページの資料にもありましたが、森林経営管理制度に基づくかどうかで県の森林環境税と国の森林環境譲与税使途の区分をしていますので、重要な部分だと思います。

国の森林環境税は、現在、震災対策の財源として徴収されているものが、令和5年度に期限が切れて、令和6年度からこれに切り替わるということになっています。

この森林環境譲与税について、わからないことを聞いていただければと思います。もう1つややこしいのは、これと県の森林環境税の関係を考えて座談会で話をしなければいけません。そこまでの道のりは長いので、それができるのかなと思っています。

(事務局)

前回の委員会で少し触れましたが、二重課税は避けなければいけないという原則的な考え方があり、国と県で同じ使途のために税をいただくことはできないというスタンスをとっているため、しっかりと整理する必要があります。

国の森林環境譲与税の使途と、県の森林環境税の使途が重なる場合には、今は出口で縛っており、市町村で県の森林環境税を使った上で、国の森林環境譲与税を上乗せして同じ事業に充てることはやめてくださいという整理をしています。

今後、国の森林環境税が、令和6年度から徴収が始まりますので、そこでは整理をしておく必要があります。今回、県の森林環境税が延長できるかということはありませんが、令和5年度以降の県の森林環境税をどうするかについては、その整理もしっかりとしていかなければいけないと考えています。

(委員長)

資料3の1ページ目の資料にある大項目を見ただけでも、国の森林環境譲与税が県

の森林環境税の柱と一致していることはお分かりいただけると思います。この状況で両税の関係をどうするのかということになりますが、今日はそこまで話をするとややこしいので、国の森林環境譲与税に絞って話をしたいと思っています。

(副委員長)

二重課税の関係で気になっているのですが、県は使途を整理していますが、県の森林環境税を活用した補助事業に、市町村が国の森林環境譲与税を使って上乗せした場合はどうなるのでしょうか。

(事務局)

県の補助金要綱で、市町村に対して、市町村で実施する事業の財源として森林環境譲与税を充てた場合には、県の森林環境税を財源とした取組は使えないという規定を置いていますので、県の森林環境税と国の森林環境譲与税は同時には使えないという整理になっています。ただ、これについては市町村からは使わせていただきたいという声はいただいています。

(委員)

そうだとすると、森林環境譲与税は、主体は市町村にあるということですか。市町村が自由に使えて、市町村から上がってきた事業に対して、県がゴーサインを出して動き出すという形ですか。

(事務局)

市町村に譲与される森林環境譲与税は、各市町村が個別に判断して事業化するので、それに対し国や県が口を挟む趣旨のものではありません。ただし、森林環境譲与税と県の森林環境税をあわせて使いたいというのは避けてくださいという考え方をとっています。

(委員長)

今は各市町村に譲与される金額が12億円程度、最終的には18億円超の金額が譲与されるのに対して、県の森林環境税は1億7千万円程度で、1桁違う金額が譲与されることになります。それとは別に県の森林環境税がどこを目指すのか、補完をするような形だとおかしいのではないかという気もするので、その辺の難しさがあるのではないかと思います。

基本は各市町村が決めていくということになりますが、両税がバッティングしないように、今は窓口規制をしているという状態で、仕組みではなく規則で調整をとっているという苦しい立場かなと思います。

(事務局)

これから、市町村とも話をしながら、検討を進めたいと考えていますが、市町村ごとに様々な事業を行っていますので、色々な声が出てくるのが想定されます。その中で、今までどおり県の森林環境税を活用していた事業をそのまま続けることは難しいのではないかと考えています。

県民の方からいただいている県税としての使い方は、広域的な事業として活用するという位置づけで考えていますので、そうなると市町村が実施する事業は市町村内で完結する部分となりますので、それをどのように線引きをしていくのか、市町村と協議をして、この事業は市町村では実施しないといった形で区別がつくのであれば、整理できるのかもしれませんが、今現在考えているところではなかなか難しいのかなと思っています。市町村がやりたいことはやっていただきたいと考えており、県で市町村の事業に規制をかけることはしませんので、難しいところであると考えています。

(委員長)

市町村がやりたいことがはっきりしていない部分もあるんだろうと思いますし、現在実施している意向調査も大変な作業なので時間がかかると思います。そのため、今後市町村がどういう方針で、どうされるのかが見えてこない中で、県の森林環境税の仕組みを、いわば先に決めていくということになるとと思いますので、その辺の難しさがあると思います。

(事務局)

議論のたたき台となる案を示さないと、議論が難しい部分があるかもしれません。

例えば鳥獣対策の部分で言えば、木材への被害が大きいので、国の森林環境譲与税を活用して鳥獣対策を事業化するのは問題ないと考えています。ただ、県の森林環境税を活用して事業化している希少野生植物の保護については、国の森林環境譲与税を使うことが適切なかどうか、整理を付けにくい部分もあります。

現在、県の森林環境税を活用して実施している事業で、国の森林環境譲与税を活用して実施できるのか、県が市町村に補助金を交付して実施している事業についても、県が実施できない部分も出てきますので、そこを市町村が県に実施してほしいということになると、県の森林環境税を使わざるを得なくなるということになりますが、そもそも森林整備については、市町村では森林環境譲与税を活用して実施できるので、県の役割は終わったのではないかと、市町村が森林環境譲与税を活用してそれぞれの責任で事業化すべきではないかという話も出てきます。

実際には、市町村の意向による部分も大きくて、県内の全体調整をしていくのは難しいのかなと思います。

令和5年度以降の県の森林環境税のあり方については、過渡期的など言いますか、様子を見ながらという部分があるのかなと思っています。もちろん県ではしっかりと

整理をしてから県民に諮るべきだということになるとと思いますが、実態としてはそういった部分が出てくると思います。

さらに、県の森林環境税から「森林」を外してもいいのではないかという議論、森林に限定せずに「環境税」として、用途を広く取れるような整理にすべきではないかというご意見もいただくことになるのではないかと考えていますが、そうすると議論がさらに広がっていくことになります。

県の中で関係課とも協議をしながら、また、市町村とも話をし、どう進めていくかを議論しながら、当委員会にも情報提供しながらご意見をいただきたいと考えています。

(委員)

資料を見比べると、県の森林環境税と国の森林環境譲与税の目的がそれぞれ書かれていますが、目的は大枠を見ると同じです。

どこが財源を持つのか、県がやるのか市町村がやるのかは関係なく、高知県の森林の状況は変わらないわけで、森林の課題は存在するわけです。財源の方から見るとはなくて、森林に対する支援の側から整理する議論をしないと、誰もやらないとなるのが問題なので、二重課税にならないようにといった点をきちんと整理をして、有効にお金が使われていることがわかればいいということだと思います。

これは県の役割、これは市町村の役割と言っている間に、森林の荒廃が進みましたということになると、何をしているのかわからないということになるので、県は全体のことに強みがあるし、市町村は部分をしっかり把握できるという強みがあるので、新しい連携の仕方を工夫してほしいですし、高知県が最初に始めた森林環境税は残してほしいと個人的には思っているので、「森林」を外して「環境税」にしてしまうのではなくて、84%が森林という県の中でこういった取組をしているというのを残してほしいと思います。

(委員)

森林環境譲与税はこっちで使ってくださいというのは県が言えるものではないが、方向は示すことができるということなのではないでしょうか。

今の話では、市町村が100ほしいところに、森林環境譲与税では70しかもらえないので、県の森林環境税から30出してくれたら、100になるのにということでしたよね。森林環境税で100出るなら市町村は選びやすいのでは。

(事務局)

ご指摘のとおりで、県の森林環境税を使って事業化をするときに、市町村を通じて補助金を出す際には、市町村にも一定負担を求める場合があります。市町村負担がない事業は基本的に用意していませんが、県の森林環境税を活用して事業化すれば、そ

れで100%見ますということであれば、市町村は非常にやりやすいと思います。

一方で、市町村の判断で国の森林環境譲与税を活用する場合には100%充当ができますので、市町村が森林環境譲与税を活用することを選択する、今は、県の森林環境税を使った場合は100%充当できず、市町村が一定割合を一般財源で負担しないといけませんので、県の森林環境税より国の森林環境譲与税を優先したいということはお出してくると思いますし、また、県の森林環境税の市町村負担分に森林環境譲与税を充てさせてほしいという話が出てきているというのが実態です。

(委員)

そこから棲み分けができないかという感じもします。

(事務局)

そこも考えていますが、市町村との話の中で詰めていくしかないと思っています。各市町村が実施したり、検討している取組は多岐にわたっているので、例えば、所有者を確定したり、境界を確定したりといった山の整備の部分は分かりやすいと思いますが、一方で普及啓発、例えば新生児に役場から木のおもちゃを配布するという事業をいくつかの市町村が実施していますが、この事業については県の森林環境税を使うことも可能です。ただ、県の森林環境税で実施している事業を活用した場合、市町村は1/2を一般財源で負担しないといけませんが、森林環境譲与税を使う場合は、全額森林環境譲与税を充てることができますので、それを市町村がどう判断するかということになると思います。

森林の整備は始まったばかりなので、今後どれだけの金額が必要になるか見えていない部分もあり、10年後、20年後になると、森林整備の費用が森林環境譲与税の譲与額でも足りないという事態もあるかもしれませんし、こんなにも必要ないということになっているかもしれません。

国の森林環境譲与税は、本来は森林整備に充てていくために創設された税でもありますので、普及啓発が後回しにされるおそれが高いので、その辺りを市町村がどう判断するのかということ、県としてもしっかりと把握をしながら、そこを県の森林環境税で見るときところなのかということをお判断していきたいと考えています。

(委員長)

所有者をきちんと把握して、意向を把握してというのがすごく難しいと思いますが、その割にかなりの金額が譲与されることになっています。ですので、しばらくお金が余り続ける可能性もあるのではないかと考えています。そういう中で、県の森林環境税をどのように位置付けるかとなると、なかなか難しいということになります。

(副委員長)

今回の森林環境譲与税が譲与されるようになったことで、市町村が初めて自分で考えるという立ち位置によりやく立ったという状況だと思います。

これまでは、県が色々とメニューを出してくれて、それを選ぶ立場、若しくは仲介することで済んでいたものが、自分で使えるお金をもらったことで、どうしようかということで動揺している最中ではないかと思います。

元々、森林関係・林業関係で動いている人がいるような市町村であれば、その人たちが必要だというメニューに充てたり、アイデアマンがいれば新しい事業を立ち上げるですとか多種多様だと思いますが、アイデアは新しく出るものではほとんどないので、これまで県がやってきたような事業の中で、より強くやりたいような事業が採用されやすいですし、そういう状況なので、事業が重複するのは当たり前かなと思います。ですので、どこかで交通整理をしないといけないと思いますが、問題は市町村が主役であるというスタンスを国が取っていることがネックになります。

地域の課題は市町村が最もわかっているでしょうから、お金はあげますので責任を持って考えてくださいということになっていますが、それに応えられる市町村がそんなに多くないと思います。どこが市町村がやるべき部分で、どこが県がやる部分かと言われても、市町村できちんと考えられる組織ができるところ、できないところがあるだろうし、譲与額が少額の市町村は、こんな少額で何ができるのかというところもあると思うので、そういうところをどうするのか、周辺の市町村と組んで一定規模にして広域連携をしていただきましょと言っても、それは市町村の都合で考える話で、国や県が調整するものではないので、難しい部分だと思っています。

先ほど委員長が言われた使い道がなくて余っているのは、メインになる意向調査が遅々として進まない。これは、林業で長く問題となってきた合意形成の部分で、森林所有者の世代交代が進んで、転居して色々なところに行っている状況で、それを追うことはできないし、追っていたら大変時間がかかるというところで進んでいない。全市町村の全面積をやるのは60年以上かかるということで60年計画と言われている状況です。そのような状態でお金だけが来ても、ため込むわけにもいかないの、使いやすいところに使っていく形になっていく。調整を誰がやるのかいうのも問題だと思っていて、それを県の方にお願いするのも心苦しいという思いがあります。

(委員長)

広域的にまとまって森林環境譲与税を使いましょという動きは、他県にもあると聞いています。そのようなときに、県が中に入って支援をするというのはあるのかもかもしれませんが、自治体が嫌だと言えば元から崩れてしまうというところに難しさがあるので、どこかがイニシアチブを取る必要があるのではないかと考えています。

また、意向調査が進まないようなところを強力にバックアップするという使途もあるのではないかというようにも思っています。

外にいても高知県の人であるという仕組み、例えば、WEBで自分の実家の山の場所がGoogleで見られるといった仕組みを作って、関係人口と言われているような、外に出た人たちとの結び直しなどもありかなとは思いますが、しかし、それもそんなに簡単にはできないと思います。そこから先は皆さんのアイデア出しになりますし、座談会でどうやってこの議論をしてもらうのか、座談会でこの話をしてもらうのは、少し想像しただけで絶望的になるようなところもあります。

まず県の森林環境税と国の森林環境譲与税の2つの仕組みを理解した上で、県の森林環境税は、今日も説明がありましたが、森林整備の事業が3つありますが、何故3つに分かれていて、あのような仕組みになっているのかを理解してもらう必要があります。

そのような、今の県の森林環境税の難しさがある中で、国の森林環境譲与税が新しく入ってきて、それぞれの市町村が様々な使い方をしていて、次の県の森林環境税をどうしますかというのが座談会のテーマとなります。その際、座談会では何を話せばいいのかということになりそうな気がしています。おそらく、テーマを絞り込まないと話にならないのではないかとこのように危惧しています。ですので、座談会を延ばしたのは正解だと思いますし、知恵を出さないとこの問題は突破できないのではないかと思います。

(事務局)

一般の県民の方にご意見をいただきたいという思いも強くあります。財源はともかくとして、どういった事業が必要なのかという声を座談会等で聞きたいという思いがありますので、それがどの財源を充当するのかというのはまた別の話という考え方でいいのかなと思っています。まずは、どのような事業が求められるのかという視点も必要なのかなと考えています。

(委員長)

今回は9月に当委員会を開催し、その後、秋頃に座談会を開催することになっています。

県の森林環境税がどういうものなのかという理解と、県の森林環境税と森林環境譲与税との関係を、委員会としてどう位置付けるか、あるいはどこが論点になるのかという点を詰めておく必要があると考えています。

今が大事な分岐点に立っていると思います。国の森林環境譲与税が入り始めたときに、ちょうど県の森林環境税が延長の時期に入ってきているという重要な時期だと思いますので、また、熱心な議論をいただきたいと思っています。